

## 定款の一部改正の件

大阪教育大学生協同組合の定款を下記のとおり一部変更いたします。この改正は、第 26 回通常総代会の議決を得た後に、大阪府認可の日より施行されます。

### 1. 改正の理由

#### 【第 68 条の改正について】

当生協は、全国大学生協同組合連合会（以下、大学生協連）が行う元受共済事業を受託して行ってきましたが、この元受を行う連合会が、2010 年 10 月に全国大学生協共済生活協同組合連合会（以下、大学生協共済連）に変更になりました。これは改正生協法第 10 条第 3 項の規定により、元受共済事業を行う連合会は、他の事業を行えないとされたことに伴う措置です。

法改正をうけ、当生協は大学生協連と協力して、大学生協共済連の設立や加入等に関して 2010 年 5 月の総代会で議決する等の準備をすすめてきました。2010 年 6 月に大学生協共済連が厚生労働大臣の認可を受けて設立され、2010 年 10 月に大学生協連が行っていた共済事業の全部が大学生協共済連に事業譲渡されましたので、その直後に行われる通常総代会で、定款のこの部分の改正を行います。

#### 【その他の改正について】

2008 年 4 月施行の改正生協法に合わせて、第 24 回通常総代会にてその当時の「模範定款例」の情報にて定款を改正いたしましたが、その後、「模範定款例（確定版）」と語句の違いや句読点の有無等がありましたので、今回「模範定款例に字句も含めて合わせる」内容にて、改正を行います。

### 2. 定款の新旧比較表

次ページより

### 3. 本議案の決議効力

所轄行政庁との協議等で必要が生じた場合は、定款改正の趣旨を変更しない範囲で字句上の一部修正を行います。その対応については、理事会にご一任ください。

以上

| 変更後   | 変更前   | コメント   |
|---|---|--|
| <p>(出資口数の減少)</p> <p>第 17 条 組合員は、やむを得ない理由があるときは、事業年度の末日の 90 日前までに減少しようとする出資口数をこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて出資口数を減少することができる。</p> <p>2 組合員は、その出資口数が第 14 条第 2 項に規定する限度を超えたときは、その限度以下に達するまでその出資口数を減少しなければならない。</p> <p>3 出資口数を減少した組合員は、減少した出資口数に応ずる払込済出資額の払戻しをこの組合に請求することができる。</p> <p>4 第 13 条第 3 項の規定は、出資口数を減少する場合について準用する。</p> <p>(役員の選挙)</p> <p>第 19 条 役員は、役員選挙規約の定めるところにより、総代会において選挙する。</p> <p>2 理事は組合員でなければならない。ただし、特別の理由があるときは、理事の定数の 3 分の 1 以内の者を、組合員以外の者のうちから選挙することができる。</p> <p>3 役員選挙は、無記名投票によって行い、投票は、1 人につき 1 票とする。</p> <p>(役員責任)</p> <p>第 23 条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款及び規約並びに総代会の決議を遵守し、この組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。</p> <p>2 役員は、その任務を怠ったときは、この組合に対し、</p> | <p>(出資口数の減少)</p> <p>第 17 条 組合員は、やむを得ない理由があるときは、事業年度の末日の 90 日前までに減少しようとする出資口数をこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて出資口数を減少することができる。</p> <p>2 組合員は、その出資口数が組合員の総出資口数の 4 分の 1 を超えたときは、4 分の 1 以下に達するまでその出資口数を減少しなければならない。</p> <p>3 出資口数を減少した組合員は、減少した出資口数に応ずる払込済出資額の払戻しをこの組合に請求することができる。</p> <p>4 第 13 条第 3 項の規定は、出資口数を減少する場合について準用する。</p> <p>(役員選挙)</p> <p>第 19 条 役員は、役員選挙規約の定めるところにより、総代会において選挙する。</p> <p>2 理事は組合員でなければならない。ただし、特別の理由があるときは、理事の定数の 3 分の 1 以内の者を、組合員以外の者のうちから選挙することができる。</p> <p>3 役員選挙は無記名投票によって行い、投票は、総代 1 人につき 1 票とする。</p> <p>(役員責任)</p> <p>第 23 条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款及び規約並びに総代会の決議を遵守し、この組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。</p> <p>2 役員は、その任務を怠ったときは、この組合に対し、</p> | <p>(模範定款例に一致させるため)</p> <p>(模範定款例に一致させるため)</p> <p>(模範定款例に一致させるため)</p> |

| 変更後  | 変更前   | コメント  |
|--|---|---|
| <p>これによって生じた損害を賠償する責任を負う。</p> <p>3 前項の任務を怠ってされた行為が理事会の決議に基づき行われたときは、その決議に賛成した理事は、その行為をしたものとみなす。</p> <p>4 第2項の責任は、総組合員の同意がなければ、免除することができない。</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、第2項の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令で定める額を限度として、総代会の決議によって免除することができる。</p> <p>6 前項の場合には、理事は、同項の総代会において次に掲げる事項を開示しなければならない。</p> <p>(1) 責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額</p> <p>(2) 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠</p> <p>(3) 責任を免除すべき理由及び免除額</p> <p>7 理事は、第2項の責任の免除(理事の責任の免除に限る。)に関する議案を総代会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。</p> <p>8 第5項の決議があった場合において、この組合が当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金等を与えるときは、総代会の承認を受けなければならない。</p> <p>9 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。</p> <p>10 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様の取扱いとする。ただし、その者が</p> | <p>これによって生じた損害を賠償する責任を負う。</p> <p>3 前項の任務を怠ってされた行為が理事会の決議に基づき行われたときは、その決議に賛成した理事は、その行為をしたものとみなす。</p> <p>4 第2項の責任は、総組合員の同意がなければ、免除することができない。</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、第2項の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として、総代会の決議によって免除することができる。</p> <p>6 前項の場合には、理事は、同項の総代会において次に掲げる事項を開示しなければならない。</p> <p>(1) 責任の原因となった事実及び賠償の責任を負う額</p> <p>(2) 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠</p> <p>(3) 責任を免除すべき理由及び免除額</p> <p>7 理事は、第2項の責任の免除(理事の責任の免除に限る。)に関する議案を総代会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。</p> <p>8 第5項の決議があった場合において、当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金(当該役員が使用人を兼ねていた期間の使用人としての退職手当を含む。)を支給するときは、総代会の承認を受けなければならない。</p> <p>9 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。</p> <p>10 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様の取扱いとする。ただし、その者が</p> | <p>(模範定款例に一致させるため)</p> <p>(模範定款例に一致させるため。また、「この」を模範定款例に新たに加筆)</p> |

| 変更後   | 変更前  | コメント  |
|---|--|---|
| <p>当該行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでない。</p> <p>(1) 理事 次に掲げる行為</p> <p>イ 法第 31 条の 7 第 1 項及び第 2 項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録</p> <p>ロ 虚偽の登記</p> <p>ハ 虚偽の公告</p> <p>(2) 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録</p> <p>11 役員がこの組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。</p> <p>( 役員の解任 )</p> <p>第 25 条 総代は、総総代の 5 分の 1 以上の連署をもって、役員解任を請求することができるものとし、その請求につき総代会において出席者の過半数の同意があったときは、その請求に係る役員は、その職を失う。</p> <p>2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面をこの組合に提出してしなければならない。</p> <p>3 理事長は、前項の規定による書面の提出があったときは、その請求を総代会の議に付し、かつ、総代会の会日の 10 日前までにその役員にその書面を送付し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。</p> <p>4 第 1 項の請求があった場合は、理事会は、その請求があった日から 20 日以内に臨時総代会を招集すべきことを決しなければならない。なお、理事の職務を行う者が</p> | <p>当該行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでない。</p> <p>(1) 理事 次に掲げる行為</p> <p>イ 法第 31 条の 7 第 1 項及び第 2 項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録</p> <p>ロ 虚偽の登記</p> <p>ハ 虚偽の公告</p> <p>(2) 監事 監査報告に記載し、又は、記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録</p> <p>11 役員が組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。</p> <p>( 役員の解任 )</p> <p>第 25 条 総代は、総総代の 5 分の 1 以上の連署をもって、役員解任を請求することができるものとし、その請求につき総代会において出席者の過半数の同意があったときは、その請求に係る役員は、その職を失う。</p> <p>2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面をこの組合に提出してしなければならない。</p> <p>3 理事長は、前項の規定による書面の提出があったときは、その請求を総代会の議に付し、かつ、総代会の会日の 10 日前までにその役員にその書面を送付し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。</p> <p>4 第 1 項の請求があった場合は、理事会は、その請求があった日から 20 日以内に臨時総代会を招集すべきことを決しなければならない。なお、理事の職務を行う者が</p> | <p>( 模範定款例に一致させるため )</p> <p>( 模範定款例に「この」を加筆 )</p> |

| 変更後  | 変更前  | コメント   |
|--|--|--|
| <p>ないとき又は理事が正当な理由がないのに総代会招集の<u>手続きをしないときは、監事は、総代会を招集しなければならない。</u></p> <p>(理事会招集手続)</p> <p>第30条 理事会の招集は、その理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対してその通知を発してしなければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。</p> <p>(理事会の議決方法)</p> <p>第32条 理事会の議決は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の議決について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。</p> <p>3 理事が理事会の議決の目的である事項について提案した場合において、当該議案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該議案について異議を述べたときは除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。</p> <p>4 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。</p> | <p>ないとき又<u>理事が</u>正当な理由がないのに総代会招集の<u>手続きをしないときは、監事は総代会を招集しなければならない。</u></p> <p>(理事会招集手続)</p> <p>第30条 理事会の招集は、その理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対してその通知(電磁的方法を含む。)を発してしなければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。</p> <p>(理事会の議決方法)</p> <p>第32条 理事会の議決は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の議決について特別の利害関係を有する理事は、<u>その議決に加わる権利を有しない。</u></p> <p>3 理事が理事会の議決の目的である事項について提案した場合において、当該議案につき議決に加わることができる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該議案について異議を述べたときは除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。</p> <p>4 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。</p> | <p>(模範定款例に新たに「は」を加筆)<br/>(模範定款例に一致させるため)</p> <p>(模範定款例に一致させるため。なお、「(電磁的方法を含む)」と定款に定めなくても電子メールによる招集に問題がないことを確認している)</p> <p>(模範定款例に一致させるため)</p> <p>(模範定款例に一致させるため)</p> |

| 変更後  | 変更前   | コメント   |
|--|---|--|
| <p>( 理事会の議事録 )</p> <p>第 33 条 理事会の議事については、法令の定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。</p> <p>2 前項の議事録を電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事は、これに電子署名をしなければならない。</p> <p>( 監事の職務及び権限 )</p> <p>第 35 条 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、法令で定めるところにより監査報告を作成しなければならない。</p> <p>2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業に関する報告を求め、又はこの組合の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p> <p>3 監事は、その職務を行うため必要があるときは、この組合の子会社に対して事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p> <p>4 前項の子会社は正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。</p> <p>5 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。</p> <p>6 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。</p> | <p>( 理事会の議事録 )</p> <p>第 33 条 理事会の議事については、法令の定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事はこれに署名し、又は記名押印しなければならない。</p> <p>2 前項の議事録を電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事はこれに電子署名をしなければならない。</p> <p>( 監事の職務及び権限 )</p> <p>第 35 条 監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合において、法令で定めるところにより監査報告を作成しなければならない。</p> <p>2 監事は、いつでも、理事及びこの組合の使用人に対して事業に関する報告を求め、又はこの組合の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p> <p>3 監事は、その職務を行うため必要があるときは、この組合の子会社に対して事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p> <p>4 前項の子会社は正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。</p> <p>5 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。</p> <p>6 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。</p> | <p>( 模範定款例に一致させるため )</p> <p>( 模範定款例に一致させるため )</p> <p>( 模範定款例に一致させるため )</p> |

| 変更後   | 変更前   | コメント                     |
|---|---|--------------------------|
| <p>7 監事は、前項の場合において、必要があると認めるときは、理事に対し、理事会の招集を請求することができる。</p> <p>8 第 29 条第 5 項の規定は、前項の請求をした監事についてこれを準用する。</p> <p>9 監事は、総代会において、監事の解任又は辞任について意見を述べることができる。</p> <p>10 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される総代会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。</p> <p>11 理事長は、前項の者に対し、同項の総代会を招集する旨並びに総代会の日時及び場所を通知しなければならない。</p> <p>12 監査についての規則の設定、変更及び廃止は監事が行い、総代会の承認を受けるものとする。</p> <p>( 監事の代表権 )</p> <p>第 38 条 第 27 条第 2 項の規定にかかわらず、次の場合には、監事がこの組合を代表する。</p> <p>(1) この組合が、理事又は理事であった者（以下、この条において<u>理事等</u>という。）に対し、<u>また、理事等</u>がこの組合に対して訴えを提起する場合</p> <p>(2) この組合が、6 箇月前から引き続き加入する組合員から、理事等の責任を追及する訴えの提起の請求を受ける場合</p> <p>(3) この組合が、6 箇月前から引き続き加入する組合員から、理事等の責任を追及する訴えに係る訴訟告知を受ける場合</p> | <p>7 監事は、前項の場合において、必要があると認めるときは、理事に対し、理事会の招集を請求することができる。</p> <p>8 第 29 条第 5 項の規定は、前項の請求をした監事についてこれを準用する。</p> <p>9 監事は、総代会において、監事の解任又は辞任について意見を述べることができる。</p> <p>10 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される総代会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。</p> <p>11 理事長は、前項の者に対し、同項の総代会を招集する旨並びに総代会の日時及び場所を通知しなければならない。</p> <p>12 監査についての規則の設定、変更及び廃止は監事が行い、総代会の承認を受けるものとする。</p> <p>( 監事の代表権 )</p> <p>第 38 条 第 27 条第 2 項の規定にかかわらず、次の場合には、監事がこの組合を代表する。</p> <p>(1) この組合が、理事又は理事であった者（以下、この条において「<u>理事等</u>」という。）に対し、<u>又</u>理事等がこの組合に対して訴えを提起する場合</p> <p>(2) この組合が、6 箇月前から引き続き加入する組合員から、理事等の責任を追及する訴えの提起の請求を受ける場合</p> <p>(3) この組合が、6 箇月前から引き続き加入する組合員から、理事等の責任を追及する訴えに係る訴訟告知を受ける場合</p> | <p>( 模範定款例に一致させるため )</p> |

| 変更後   | 変更前  | コメント   |
|---|--|--|
| <p>(4) この組合が、裁判所から、6箇月前から引き続き加入する組合員による理事等の責任を追及する訴えについて、和解の内容の通知及び異議の催告を受ける場合</p> <p>(組合員による理事の不正行為等の差止め)</p> <p>第39条 6箇月前から引き続き加入する組合員は、理事が<u>この</u>組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの組合に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。</p> <p>(臨時総代会の招集)</p> <p>第51条 臨時総代会は、必要があるときは、<u>いつ</u>でも理事会の議決を経て、<u>招集</u>できる。ただし、総代がその5分の1以上の同意を得て、会議の目的とする事項及び招集の理由を記載した書面を提出して総代会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から20日以内に臨時総代会を招集すべきことを決しなければならない。</p> <p>(総代会の招集手続)</p> <p>第53条 総代会の招集者が総代会を招集する場合には、総代会の日時及び場所その他の法令で定める事項を定めなければならない。</p> <p>2 前項の事項の決定は、次項の定める場合を除き、理事</p> | <p>(4) この組合が、裁判所から、6箇月前から引き続き加入する組合員による理事等の責任を追及する訴えについて、和解の内容の通知及び異議の催告を受ける場合</p> <p>(組合員による理事の不正行為等の差止め)</p> <p>第39条 6箇月前から引き続き加入する組合員は、理事が組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの組合に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。</p> <p>(臨時総代会の招集)</p> <p>第51条 臨時総代会は、必要があるときはいつでも理事会の議決を経て招集できる。ただし、総代がその5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を提出して総代会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から20日以内に臨時総代会を招集すべきことを決しなければならない。</p> <p>(総代会の招集手続)</p> <p>第53条 総代会の招集者が総代会を招集する場合には、総代会の日時及び場所その他の法令で定める事項を定めなければならない。</p> <p>2 前項の事項の決定は、次項の定める場合を除き、理事</p> | <p>(模範定款例に新たに「この」を加筆)</p> <p>(模範定款例に一致させるため)</p> <p>(模範定款例に一致させるため)</p> <p>(模範定款例に一致させるため)</p> |



| 変更後  | 変更前   | コメント  |
|--|---|---|
| <p>会の決議によらなければならない。</p> <p>3 前条第2項の規定により監事が総代会を招集する場合には、第1項の事項の決定は、監事の全員の合議によらなければならない。</p> <p>4 総代会を招集するには、総代会の招集者は、その総代会の会日の10日前までに、総代に対して第1項の事項を記載した書面をもってその通知を発しなければならない。</p> <p>5 通常総代会の招集の通知に際しては、法令で定めるところにより、総代に対し、理事会の承認を受けた決算関係書類及び事業報告書（監査報告を含む。）を提供しなければならない。</p> <p>（総代会の会日の延期又は続行の決議）</p> <p>第55条 総代会の会日は、総代会の議決により、<u>延期</u>し、又は<u>続行</u>することができる。この場合においては、第53条の規定は適用しない。</p> <p>（役員の説明義務）</p> <p>第58条 役員は、総代会において、総代から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。</p> <p>(1) 総代が説明を求めた事項が総代会の目的である事項に関しないものである場合</p> <p>(2) その説明をすることにより組合員の共同の利益を著しく害する場合</p> <p>(3) 総代が説明を求めた事項について説明をするため</p> | <p>会の決議によらなければならない。</p> <p>3 前条第2項の規定により監事が総代会を招集する場合には、第1項の事項の決定は、監事の全員の合議によらなければならない。</p> <p>4 総代会を招集するには、総代会の招集者は、その総代会の会日の10日前までに、総代に対して第1項の事項を記載した書面をもって、その通知を発しなければならない。</p> <p>5 通常総代会の招集の通知に際しては、法令で定めるところにより、総代に対し、理事会の承認を受けた決算関係書類及び事業報告書（監査報告を含む。）を提供しなければならない。</p> <p>（総代会の会日の延期又は続行の決議）</p> <p>第55条 総代会の会日は、総代会の議決により、<u>続行</u>し、又は<u>延期</u>することができる。この場合においては、第53条の規定は適用しない。</p> <p>（役員の説明義務）</p> <p>第58条 役員は、総代会において、総代から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。</p> <p>(1) 総代が説明を求めた事項が総代会の目的である事項に関しないものである場合。</p> <p>(2) その説明をすることにより組合員の共同の利益を著しく害する場合。</p> <p>(3) 総代が説明を求めた事項について説明をするため</p> | <p>（模範定款例に一致させるため）</p> <p>（模範定款例に一致させるため）</p> <p>（模範定款例に一致させるため）</p> <p>（模範定款例に一致させるため）</p> |

| 変更後   | 変更前  | コメント   |
|---|--|--|
| <p>に調査をすることが必要である場合。ただし、当該総代が総代会の日より相当の期間前に当該事項をこの組合に対して通知した場合又は当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合はこの限りでない。</p> <p>(4) 総代が説明を求めた事項について説明をすることによりこの組合その他の者（当該総代を除く。）の権利を侵害することとなる場合</p> <p>(5) 総代が当該総代会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合</p> <p>(6) 前各号に掲げる場合のほか、総代が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合</p> <p>（解散又は合併の議決）</p> <p>第 65 条 総代会においてこの組合の解散又は合併の議決があったときは、理事は、当該議決の日から 10 日以内に、組合員に当該議決の内容を通知しなければならない。</p> <p>2 前項の議決があった場合において、組合員が総組合員の 5 分の 1 以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して、総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から 3 週間以内に総会を招集すべきことを決しなければならない。この場合において、書面の提出は、前項の通知に係る事項についての総代会の議決の日から 1 箇月以内にしなければならない。</p> <p>3 前項の請求の日から 2 週間以内に理事が正当な理由</p> | <p>に調査をすることが必要である場合。ただし、当該総代が総代会の日より相当の期間前に当該事項をこの組合に対して通知した場合又は当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合はこの限りでない。</p> <p>(4) 総代が説明を求めた事項について説明をすることによりこの組合その他の者（当該総代を除く。）の権利を侵害することとなる場合。</p> <p>(5) 総代が当該総代会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合。</p> <p>(6) 前各号に掲げる場合のほか、総代が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合。</p> <p>（解散又は合併の議決）</p> <p>第 65 条 総代会においてこの組合の解散又は合併の議決があったときは、<u>代表</u>理事は、当該議決の日から 10 日以内に、組合員に当該議決の内容を通知しなければならない。</p> <p>2 前項の議決があった場合において、組合員が総組合員の 5 分の 1 以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して、総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から 3 週間以内に総会を招集すべきことを決しなければならない。この場合において、書面の提出は、前項の通知に係る事項についての総代会の議決の日から 1 月以内にしなければならない。</p> <p>3 前項の請求の日から 2 週間以内に理事が正当な理由</p> | <p>（模範定款例に一致させるため）</p> <p>（模範定款例に一致させるため）</p> <p>（模範定款例に一致させるため）</p> <p>（模範定款例に一致させるため）</p> <p>（模範定款例に新たに「箇」を加筆）</p> |

| 変更後  | 変更前  | コメント  |
|--|--|---|
| <p>がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。</p> <p>4 前2項の総会において第1項の通知に係る事項を承認しなかった場合には、当該事項についての総代会の議決は、その効力を失う。</p> <p>(事業の品目等)</p> <p>第68条 第3条第1号に規定する生活に必要な物資の品目は、書籍、学用品、食料品、衣料品、酒、煙草、医薬品、化粧品その他の組合員の日常生活に必要な物資とする。</p> <p>2 第3条第2号に規定する生活に有用な協同施設の種別は、購買施設、食堂施設、喫茶施設、書籍施設、<u>その他生活に必要な協同施設</u>とする。</p> <p>3 第3条第4号に規定する生活の共済を図る事業は、<u>全国大学生協共済生活協同組合連合会が行う生命共済事業及び火災共済事業</u>の業務の一部を受託する受託共済事業とする。</p> | <p>がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。</p> <p>4 前2項の総会において第1項の通知に係る事項を承認しなかった場合には、当該事項についての総代会の議決は、その効力を失う。</p> <p>(事業の品目等)</p> <p>第68条 第3条第1号に規定する生活に必要な物資の品目は、書籍、学用品、食料品、衣料品、酒、煙草、医薬品、化粧品その他の組合員の日常生活に必要な物資とする。</p> <p>2 第3条第2号に規定する生活に有用な協同施設の種別は、購買施設、食堂施設、喫茶施設、書籍施設とする。</p> <p>3 第3条第4号に規定する生活の共済を図る事業は、<u>全国大学生協同組合連合会が行う学生総合共済事業</u>の業務の一部を受託する受託共済事業とする。</p> | <p>コメント</p> <p>(大学からの緊急の要請に応えること等を念頭に「、その他生活必要な共同施設」を追加する)</p> <p>(共済事業を行う元受団体の連合名と共済事業内容の変更)</p> |

| 変更後  | 変更前   | コメント   |
|--|---|--|
| <p>附則</p> <p>( 施行期日 )</p> <p>1 この定款は、この組合成立の日から施行する。</p> <p>2003年5月30日 <u>一部改正</u></p> <p>2004年2月10日 <u>大阪府認可</u></p> <p>2008年5月23日 <u>一部改正</u></p> <p>2008年8月08日 <u>大阪府認可</u></p> <p>2011年5月27日 <u>一部改正</u></p> <p>2011年 月 日 <u>大阪府認可</u></p> <p>2 この定款変更は、大阪府認可の日から施行する。</p> | <p>附則</p> <p>1 この定款は、この組合成立の日から施行する。</p> <p>( 成立当初の役員任期 )</p> <p>2 この組合の成立当初における役員任期は、第29条第1項の規定にかかわらず、創立総会において議決された期間とする。ただし、その期間は1年を超えてはならない。</p> <p>( 成立当初の事業年度 )</p> <p>3 この組合の成立の日の属する事業年度は、第62条の規定にかかわらず、この組合の成立の日から翌年2月末日までとする。</p> <p>( 施行期日 )</p> <p>1 この定款は、大阪府認可の日から施行する。</p> <p>2003年5月30日 <u>改正</u></p> <p>2004年2月10日 <u>大阪府認可</u></p> <p>2 . この定款変更は、2008年8月8日から施行する。</p> | <p>( 2 , 3 は新規設立の際の規定であり<br/>           不要なため削除)</p> <p>( 定款の施行期日について、2つの解釈ができるため、モデルに合わせて正しく記載)</p> |